## 買 受 申 込 書

令和 年 月 日

磐城森林管理署長 殿

買受人住所

氏 名

(必要:電話番号

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申し込みます。

物件番号	3	品名	スバル XV 純正タイヤホイール4本	-
購入金額				円
(右側の上記に記入下さい)			(上記は本体価格以外の金額+本体価格 (+消費税)	の総額)

(注)上記価格は、<u>本体価格にそれ以外に見込む額を加えた価格に、消費税相当額を含めた金額を記載</u>して下さい。

売 払 決 議

	署長	次 長	森林技術 指導官	総括事務 管理官	主任事務 管理官	主査
月						
日						

上記物品を売払契約書省略のうえ売り払ってよろしいか。 なお、代金納入後には下記職員により引渡しを実施してよろしいか。

適用法規 会計法第条項号 不用物品の売払い

引渡職員

(裏面)

## 契約条項

- 1. 代金は指定どおり納付すること。
- 2. 物件の引渡しは代金納入の日とする。また買受人は引き渡し領収書を森林管理署長に提出すること。
- 3. 搬出期間は物件引渡しを終了した日から起算して平日営業日で15日間とし、指定区域外に搬出すること。
- 4. 買受人はやむ得ない事由により前記搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、森林管理署長はその事由を審査して、その必要と認める期間を申請したときは搬出延期を承認することが出来る。
- 5. 前号により搬出期間延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売払い代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 6. 物件の種類数量又は品質に錯誤があった場合でも買受人はこれについて異議を述べることができない。物件に隠れた傷があった場合でも同様である。
- 7. 物件引渡前に天災その他不可抗力によって物件の損害があった場合でも買受人は異議を申出ることはできない。
- 8. 買受人が契約条件を履行しないときは、この契約の一部又は全部を解除されても異議を申し述べないこと。
- 9. 前項により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付すること。
- 10. その他細部については、磐城森林管理署の指示に従うこと。